# 韓国知的財産ニュース 2019年4月前期

(No. 388)

発行年月日: 2019年4月18日

発行:ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

https://www.jetro.go.jp/korea-ip

#### ★★★目次★★★

このニュースは、4月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

# 法律、制度関連

- ▶ 1-1 特許法一部改正法律案
- ▶ 1-2 特許庁、「特許料等の徴収規則」一部改正令(案)立法予告

# 関係機関の動き

- ➤ 2-1 特許庁、「特許成長リワード制度」の施行により約13億ウォン相当の 知的財産ポイント付与へ
- ▶ 2-2 特許庁、サウジアラビアの知的財産エコシステム造成は韓国と共同で
- ▶ 2-3 遺伝資源の利益共有対応のための部処合同の法律支援団発足
- ▶ 2-4 2019 年 国有特許政策協議会開催および業務協約締結
- ▶ 2-5 AI など第四次産業革命を主導する革新人材発掘へ
- ▶ 2-6 特許出願制度、教えます!
- ▶ 2-7 特許庁、韓国企業の海外特許現況の調査結果発表
- ▶ 2-8 アジア・太平洋地域の24ヵ国が著作権議論

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

- ▶ 3-1 京畿道、中小企業向けの知的財産保護方策推進、技術奪取の相談窓口 設置
- ▶ 3-2 米国進出の韓国企業の知的財産権利の行使が本格化!
- ▶ 3-3 デジタル性犯罪や技術流出などによる犯罪収益を徹底没収
- ▶ 3-4 特許、営業秘密、デザイン侵害犯罪、特許庁が解決する
- ▶ 3-5 日本人観光客をターゲットに、偽ブランド品を販売した組織、摘発
- ▶ 3-6 特許庁-司法研修院-WIPO、途上国の知的財産権紛争解決の支援に向け 連携!

# デザイン (意匠)、商標動向

- ▶ 4-1 デザイン登録に役立つ図面作成の秘訣
- ▶ 4-2 特許審判院、商標認知度調査方法のガイドライン発表

# その他一般

- ▶ 5-1 難しい知的財産権用語、用語辞典で確認してください
- ▶ 5-2 特許庁への国民診断、知的財産侵害の取り締まり強化すべき
- $\triangleright$  5-3 世界初の 5G 商用サービス、LTE が支えた
- ▶ 5-4 特許・商標に関する判例研究論文を公募します!
- ▶ 5-5 美容と眼の健康のための機能性コンタクトレンズの特許出願活発

# 法律、制度関連

#### 1-1 特許法一部改正法律案

議案情報システム (2019.4.3)

# 特許法一部改正法律案

議案番号:19551

提案日:2019年4月3日

提案者:共に民主党 キム・ミンギ (金敏基) 議員外 13 人

#### <提案理由および主要内容>

特許権侵害訴訟で侵害を受けた特許権者は、損害の発生事実と損害額を証明しなければならないが、特許権は無体財産権でありその侵害が特許権者の財産的価値に与える影響が不明確であるため、特許権の侵害による損害額の立証が非常に困難な側面がある。

このような特許権者の損害額立証責任の軽減のため現行法では特許権者が損害額を証明 することが極めて困難な場合は、法院が弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相 当な損害額を認定できるよう定めている。

しかし、当該の規定にもかかわらず、実際は法院が算定する損害賠償額が実際の損害より低く策定され、被害を受けた特許権者を救済するには十分ではないのが現状だ。例えば、米国の特許法では、法院が算定する損害賠償額の最低限度を明示し規定している。

これを受けて法院は損害賠償額を算定する場合、特許発明の実施料、利子及び訴訟費用を含めた金額より少ない金額に算定できないようにするとともに、実施料及び損害賠償

額算定のために必要な場合は、関係する専門家の意見を聴取できるようにし特許権者の権利を保護する目的である。(案 第128条第10項から第12項まで新設)

法律 第 号

# 特許法一部改正法律案

法律第 16208 号特許法一部改正法律の一部を次の通り改正する。

第128条に第10項から第12項までをそれぞれ次の通り新設する。

- ⑩法院は損害賠償額を算定する場合、その特許発明の実施に対し、合理的に受けられる金額、利子及び訴訟費用を含めた金額より少ない金額に算定してはならない。
- ⑪法院はその特許発明の実施に対し、合理的に受けられる金額及び損害賠償額を算定するために必要な場合は関係する専門家の意見を聴取できる。
- ⑩第11項に基づく関係する専門家の範囲やその他必要な事項は大統領令で定める。

### 附則

第1条(施行日)この法は公布後6ヵ月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償額算定に関する適用例)第128条の改正規定はこの法の施行後最初に 特許権又は専用実施権の侵害行為が発生した場合から適用する。

# 1-2 特許庁、「特許料等の徴収規則」一部改正令(案)立法予告

韓国特許庁(2019.4.4)

# 技術信託管理機関に対する特許登録料減免制度の導入と PCT 国際調査手数料の引下げなどを推進

特許庁は、技術信託管理機関(※)に対する特許登録料減免制度の導入などを主な内容とする「特許料等の徴収規則」の一部改正令(案)を立法予告すると発表した。

※(技術信託管理機関)「技術の移転及び事業化促進に関する法律」に基づく技術信託管理業の許可を得た機関(技術保証基金、韓国特許戦略開発院など)

今回の改正案によると、特許庁は中小企業が技術保証基金などといった技術信託管理機関に信託した特許権・実用新案権・デザイン権に対して年次登録料 50%を減免する制度を導入する。

※(特許信託制度)中小企業などが保有する特許権などを技術信託管理機関に信託し、 技術信託管理機関は、これを移転または実施権を設定するなど、委託者のために特許を 管理する制度

これまでは、特許手数料減免対象である中小企業が特許を信託する場合でも、技術信託管理機関は特許手数料の減免対象に含まれていないため、特許登録料の減免を受けられなかったが、

これからは、中小企業が技術信託管理機関に信託した特許などに対しては、中小企業と同じように4年次分以上の年次登録料に対し50%減免を受けられることになる。

その結果、技術信託管理機関の特許維持による年次登録料の負担が減り、中小企業が保 有する特許技術の移転などその活用が期待される。

さらに、特許庁が特許協力条約 (PCT) に基づき国際調査機関として英語で作成する PCT 国際調査報告書の手数料を現行の 130 万ウォンから 120 万ウォンに引下げ、

途上国の国民が国際調査機関として韓国特許庁を指定し依頼した国際調査に対する手数料を75%減免する制度を導入し、韓国特許庁にて国際調査が行われた件を韓国に出願する場合の韓国での審査請求料の減免を現行の30%から70%へ拡大する。

これを通じて、PCT 国際出願制度利用により発生する費用を節減でき、PCT 国際出願制度利用の活性化につながると期待される。

一方、最近の特許法などの改正により「特許審判の国選代理人制度」(※)が導入され、 国選代理人が選任された当事者に対しては審判請求料などの手数料を免除する制度を導 入する。

※特許審判の手続きで小企業、青年創業者など社会・経済的弱者が特許審判の当事者になった場合、特許審判院長が国選代理人を選任する制度(2019年7月9日施行予定)

この他にも特許庁は、特許権などの設定登録時に、電子ファイルの登録証を受領すれば 設定登録料1万ウォンの減免措置を行うとともに、電子ファイルの登録証においては再 発給費用を無料にする制度を導入し、電子ファイルの登録証の活用を促す計画である。 今回の改正案は、4月5日から5月15日までの立法予告期間と法制処の審査などを経て公布・施行される予定であり、詳細は特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)および統合立法予告システム(opinion.lawmaking.go.kr)から確認できる。

#### 関係機関の動き

2-1 特許庁、「特許成長リワード制度」の施行により約13億ウォン相当の知的財産ポイント付与へ

韓国特許庁 (2019.4.1)

- 特許庁、「特許成長リワード制度」の施行により約 13 億ウォン相当の知的財産ポイント付与へ -

特許庁長は、個人・中小企業の特許・デザイン創出の奨励に向け 2018 年から導入している「特許成長リワード制度」の施行により 4 月 1 日、個人・中小企業に知的財産ポイントを付与すると発表した。

「特許成長リワード制度」は、個人・中小企業が特許・デザイン創出活動により年間(1月1日~12月31日)納付する手数料総額(※)が一定の金額(30万ウォン)を超過すれば納付した金額の最大50%まで知的財産ポイントとして還付される制度である。 ※特許・実用新案・デザイン出願料、審査請求料、権利設定登録料の総額

《付前・天用利采・アッイン田願料、番重萌木料、権利設定登録料の秘韻 (ただし、個人は出願人と発明者・考案者または創作者が同一人である場合に限る)

特許庁によると、2019年は2018年の特許・デザイン創出活動を基に個人3,800人と中小企業6,693社に総額13億ウォン相当の知的財産ポイントが付与され、

1人当たり最低3万ウォンから最大550万ウォン、1社当たり最低3万ウォンから最大1,800万ウォン相当の知的財産ポイントが付与される。

この制度は、特許・デザイン創出に投資した費用が大きいほど特許庁から受ける恩恵が大きくなる仕組みであり、個人・中小企業が特許・デザイン創出活動を活発に行うほど知的財産ポイントを多く貯められる。

〈「特許成長リワード制度」による知的財産ポイント現況〉

(単位:百万ウォン)

区分		中小企業		個人	
特許創出関連 手数料納付額	インセンティブ割合	企業数	インセン ティブ・ ポイント	人数	インセンティ ブ・ポイント
30 万ウォン超過 100 万ウォン以下	10%	5, 505	283	3, 504	167
100 万ウォン超過200 万ウォン以下	20%	891	241	245	63
200 万ウォン超過400 万ウォン以下	30%	223	181	44	36
400 万ウォン超過 800 万ウォン以下	40%	46	97	4	7
800 万ウォン超過	50%	28	199	3	14
合計		6, 693	1,001	3,800	287

このように貯めた知的財産ポイントは、特許庁に納付する各種手数料や登録料を納付する際使用できるため個人・中小企業の特許手数料などの負担軽減につながると期待される。

一方、特許庁は、知的財産ポイントをより使いやすくするため、電子出願サイト特許路に「Opt-Out」方法\*\*の手数料納付システムを導入し、別途の申し込みをしなくても知的財産ポイントから手数料を納付できるようにしている。

※出願人が本来納付すべき手数料から知的財産ポイントを控除し自動的に計算した納付金額を案内し、出願人がこれを希望しなければポイント使用の取消(opt-out)またはポイント使用金額の一部調整のうえ手数料を納付する方法

特許庁情報顧客政策課長は、「特許成長リワード制度により還付された知的財産ポイントから特許創出に再投資される好循環につながるだろう」とし、「今後も中小企業などの特許・デザイン創出活動に向け政策面や制度面において積極的な支援を惜しまない」と述べた。

# 2-2 特許庁、サウジアラビアの知的財産エコシステム造成は韓国と共同で

韓国特許庁 (2019.4.1)

サウジアラビアの知的財産エコシステム造成は韓国と共同で - 中東・北アフリカ (MENA) 地域で韓国企業の知的財産権保護強化を期待 - サウジアラビアの国家成長戦略である「ビジョン 2030」の達成に向けサウジアラビア政府が積極的に推進している知的財産エコシステム造成事業を韓国が遂行する。

韓国特許庁長とサウジアラビアの Al Swailem 知的財産庁長は、3月31日サウジアラビアの The Ritz-Carlton Riyadh ホテルで庁長会談を行い、サウジアラビアの知的財産エコシステム造成事業の成功的な推進に向け15人の韓国の知的財産の専門家の派遣、サウジアラビアの特許審査官を対象に訪韓研修プログラムの運営など約320万ドル(36億ウォン)規模の第一次協力事業への契約を締結した。

サウジアラビアが知的財産エコシステム造成完了を目標としている 2023 年まで継続事業として進められるこの協力プロジェクトの総額規模は約3,800 万ドル(430 億ウォン)に上る。

第一次協力事業以降は、国家知的財産戦略の策定、特許行政情報システムの開発、サウジアラビアの個人および中小企業対象の知的財産権相談など、計3つの分野での協力事業がさらに進められる見通しだ。

これは、資源、建設などの分野で伝統的に深い協力関係を築いてきたこれまでの韓国-サウジ間の協力関係を知的財産権分野にまで拡大したもので、両国が革新と未来志向的 な協力関係を築いていることを示す事例と評価される。

また、今回確定した協力事業はいわゆる公共行政韓流の拡散の新たな道しるべになるものとみられる。

韓国特許庁は、2014年から UAE と特許審査の代行、特許行政情報化システムの輸出などを通じてこれまで約 1,400 万ドル (150 億ウォン) 規模の行政韓流サービスを輸出した実績がある。今回のサウジアラビアとの協力事業の範囲と規模はこれを遥かに超える規模で行われる予定であるため、公共行政の拡散において最も大きい成果として挙げられる見通しだ。

韓国特許庁長は、「サウジアラビアの知的財産エコシステム造成事業への韓国の参加は、 共に未来を歩む韓国-サウジ間の協力の現状を物語るよい事例」とし、「特に、韓国型知 的財産システムの拡散により韓国企業の現地での知的財産権の迅速な獲得と正当な保護 につながるだろう」と期待を示した。 さらに、韓国特許庁長は「UAE、サウジとの成功的な協力経験を土台に韓国企業が活発に進出している ASEAN、インド、ブラジルなどとも知的財産権分野の協力を拡大・深化し、韓国企業においてより良い知的財産権の国際環境になるよう取り組んでいきたい」と述べた。

# 2-3 遺伝資源の利益共有対応のための部処合同の法律支援団発足

産業通商資源部外五つの部処・機関(2019.4.3)

環境部(国立生物資源館)など五つの部処と大韓弁理士会が、「遺伝資源利益共有法律支援団」の構成および合同運営に関する業務協約締結

生命(バイオ)分野の法律専門家で構成され、名古屋議定書対応のコンサルティングお よび相談の支援

環境部所属の国立生物資源館遺伝資源情報管理センターは、4月3日韓国知識財産センター(ソウル市江南区)で大韓弁理士会および五つの部処と共同業務協約を締結し、「遺伝資源利益共有(ABS)法律支援団(以下、支援団)」を発足する。

※ABS (Access and Benefit-Sharing):海外の遺伝資源にアクセスする際は、提供国の承認を得る必要があり、これの利用により発生する利益は遺伝資源を提供した国と共有するという名古屋議定書の中核概念

支援団は、国家責任・点検機関である環境部をはじめ農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、海洋水産部など五つの部処と大韓弁理士会が共同運営し、特許・知的財産などの法律専門家で構成される。

※国家責任機関:外国企業などの韓国の遺伝資源へのアクセス・利用時のアクセスに関する許可の付与

※国家点検機関:韓国企業などの海外の遺伝資源へのアクセス・利用時の手続きの順守 に関する管理

2017 年 8 月の名古屋議定書の韓国での発効および遺伝資源法の施行以降、企業の遺伝資源の利益共有 (ABS) 関連の相談需要が増えており、問い合わせの内容も具体的かつ専門化され、特許および知的財産など法律分野の専門家の意見が必要な時点である。

これを受け、遺伝資源情報管理センターと五つの関係部処は、名古屋議定書制度の解釈の誤りを防止し、より効果的に対応するために、合同で支援団を構成・運営する。

※遺伝資源情報管理センター:遺伝資源などに対するアクセス・利用および利益共有に関する業務を専門的に遂行するための遺伝資源法に基づいて設置

支援団は、韓国国内企業を対象に海外の法令および規制要件の履行、特許などの知的財産保護、利益共有の交渉などコンサルティングおよび相談の支援を行う予定である。

さらに、能力向上に向けた定期的なワークショップを通じて、主要当事国の法律と規制 要件、特許出所の開示など最新動向や争点事項を共有するとともに対応策を議論する計 画である。

また、大韓弁理士会の「遺伝資源利益共有の専門化養成」を通じて専門家の育成や支援団の専門人材の拡充に努めていく予定である。

遺伝資源情報管理センター長は、「今後、遺伝資源利益共有(ABS)法律支援団と共同で、 企業の遺伝資源関連の相談に対応するとともに民間領域の専門家育成を通じて韓国企業 の生物資源利用に支障がないよう努めていく」と述べた。

# 2-4 2019 年 国有特許政策協議会開催および業務協約締結

韓国特許庁 (2019.4.8)

優秀国有特許の事業化促進および国有特許関係機関間で協力強化

特許庁、農村振興庁など九つの国有特許関係機関(※)は、国有特許活用の活性化を通じた中小企業の革新成長を後押しすべく、4月9日(火曜)午前11時、政府大田庁舎にて「2019年国有特許政策協議会」を開催する。

※特許庁、農村振興庁、国立水産科学院、国立山林科学院、国立保健研究院、食品医薬品安全評価院、農業技術実用化財団、韓国林業振興院、韓国発明振興会

国有特許とは、国家公務員が職務遂行過程で発明した特許などを国が承継したもので、 国立研究機関所属の公務員の特許が多数を占める。 これまで、国立研究機関の積極的な R&D 投資の結果として、国有特許の保有件数が毎年、 着実に増加(※)しているが、企業に移転され事業化につながる割合は企業および大学・ 公共研に比べ非常に低調なのが現状(※※)である。

※保有件数: (2014) 4, 355  $\rightarrow$  (2015) 4, 976  $\rightarrow$  (2016) 5, 651  $\rightarrow$  (2017) 6, 267  $\rightarrow$  (2018) 6, 873

※※特許活用率(%): 国有特許 21.8%、企業 76.1%、大学・公共研 33.7%(2018)

これを受け、政府は国立研究機関などの R&D 成果物の国有特許を、企業側でより積極的 に活用し革新成長に貢献できるよう、「国有特許活用のための革新方策」を策定し、2018 年10月の経済関係大臣会議で議決している。

# < 国有特許活用のための革新方策の主な内容 >

国有特許における代理費用の適正化など優秀特許創出につながる制度的な基盤づくり ※国家機関の安い代理人費用(民間の半分水準)により、低品質の特許明細書が量産されるという問題点を改善すべく国有特許の適正代理人費用ガイドラインを作成・配布 ※特許出願1件あたりの代理人費用:(公共機関)74万ウォン、(民間企業)138万ウォン(2018、弁理士会)

受託機関に専用実施(特許の独占使用)の設定業務の委託など国有特許の活用・管理体系の改編

※これまで特許庁で遂行していた専用実施(特許の独占使用)の設定など国有特許の処分業務を受託機関に大幅委託

※国有特許使用料の納付関連、既存の一括的な事後精算方式から専用実施の一時納付もできるよう納付方式を柔軟に改善

専用実施(特許の独占使用)の設定要件の明確化など国有特許の事業化を阻害する規制 の改善

※現在の曖昧な国有特許の専用実施(特許の独占使用)の設定要件を技術の特性など事業化の側面を考慮し専用実施(特許の独占使用)の設定ができるよう要件を明確化 ※現在1回(3~5年)に限り延長可能な国有特許の専用実施(特許の独占使用)の使用 許可の回数を、事業化に必要な場合、1回を超過し延長できるよう改善

特許庁は、関係機関との協業を通じて国有特許活用の革新方策の支障のない履行に向け、 国有特許政策協議会を毎年開催する予定である。

今回初めて開催される政策協議会では、優秀国有特許の事業化促進および関係機関の協力強化のための関係機関間の業務協約も締結される。

特許庁長は、「本日の政策協議会と業務協約を通じて農村振興庁をはじめ国有特許関係機関間の協力を深め公務員の優秀な発明を市場でも通用する強い特許として確保し、国有特許を企業の製品革新に活用できるよう支援することで、実施企業の売上増大につながるよう努力する」と述べた。

農村振興庁長は、「産業的波及力の高い特許技術の移転を通じて産業界の売上をけん引するとともに、製品生産に必要なノウハウまで移転企業にスムーズに伝授し、雇用創出など農産業者の革新成長に貢献できるよう努めていく」と明らかにした。

< 国有特許の関係機関における業務協約の主な内容 >

#### 推進内容

(特許庁)発明機関に対する知的財産関連教育、特許管理、実施企業の販路支援(※) ※中小企業製品の販路支援のために、特許庁長が調達機関に優秀発明品を推薦する「優 秀発明品の優先購買製品」の選定の際、国有特許適用製品を優遇

(発明機関※)特許出願時に市場性のある特許選別、適正な代理人費用の支給など優秀 国有特許創出のための基盤づくり、実施企業の技術伝授など特許の事業化支援 ※国家公務員が職務遂行過程で発明した国有特許を国が承継する当時の該当公務員が所 属していた国家機関を意味する。

(受託機関※) 国有特許の通常・専用実施の許諾、特許移転の成果管理 ※国有特許の活用率向上のためにこれまで特許庁で遂行していた国有特許の契約業務を、 技術分野別の専門の技術取引機関で遂行するよう特許庁が指定する機関(農業技術実用 化財団(農・畜産業)、韓国林業振興院(山林)、韓国発明振興会(水産・医薬など))

#### 優秀国有特許創出

特許庁:発明者教育

発明機関:特許選別・

出願

受託機関:技術需要の

調査

# 国有特許管理

特許庁: 国有特許の総括

管理

発明機関:高品質特許の

確保

受託機関:特許移転の成

果管理

#### 特許移転および事業化

特許庁:優秀発明品推薦優遇

発明機関:技術伝授および事

業化支援

受託機関:通常実施・専用実

施契約

# 2-5 AI など第四次産業革命を主導する革新人材発掘へ

韓国特許庁 (2019.4.10)

「2019 年キャンパス特許戦略ユニバーシアード」、4月 10 日から参加申込の受付開始 特許庁主催、韓国工学翰林院と発明振興会が共同主管

特許庁が主催し、韓国工学翰林院と韓国発明振興会が共同で主管する「2019 キャンパス 特許戦略ユニバーシアード」(以下、「大会」)が、2019 年は第四次産業革命技術に重点 を置き、イノベーションを主導する戦略人材を発掘する。

本大会は、企業と研究機関などが特定技術に対する問題を提示すれば、大学(院)生が該当の技術分野に対するビッグデータを利用して未来技術戦略を策定・提示する大会である。

今年で12回目を迎える今回の大会には、サムスン電子、サムスン SDI、現代自動車、LG ディスプレイ、POSCO、韓国科学技術研究院、韓国原子力研究院など計28の企業・機関が参加し32の問題を出題した。

特に 2019 年は、第四次産業革命関連の未来有望技術である AI、IoT、知能型ロボットなどに対する問題が重点的に出題された。

※主な出題問題: AI とビッグデータ関連のメモリ技術、データ伝送メモリ関連の IoT 技術、手術・リハビリ治療・看護サービスなどの医療ロボット技術と走行安全、地形マッピング、周辺景観モニタリングなどの自動運転技術など、計 28 の企業・機関から 32 の問題が出題された。

大会に参加する学生は、スポンサー企業が出題した問題のうち一つを選択し、国内外の特許ビッグデータを分析し、その分析結果をもとに研究開発の戦略と特許獲得の方策を自ら策定する過程に挑む。

受賞者には、約2億ウォンの賞金(産業通商資源部長官賞、韓国工学翰林院、特許庁長賞計4組、各1,000万ウォン)が授与されるとともに、現代自動車、LG 化学、LGディスプレイ、ソウル半導体、現代重工業など10のスポンサー企業から就職優遇インセンティブが与えられる。

特許庁産業財産政策局長は、「第四次産業革命時代に対応するためには、未来を展望し先制的に準備することが重要」とし、「この大会を通じて特許ビッグデータから技術のトレンドを読み取り、産業に対する洞察力と特許ビッグデータの活用能力を同時に向上させることができる」と大会の趣旨を述べた。

大会は、個人またはチーム(3 人以内)を組んだ国内の大学(院)生であれば誰でも参加可能であり、4 月 10 日(水曜)から 6 月 5 日(水曜)までホームページにて申込みの受付を行う。

詳細な内容は、大会のホームページ (www.kipa.org/cpu) および大会事務局 (韓国発明 振興会、知的財産人材育成室、電話 02-3459-2813) まで。

# 2-6 特許出願制度、教えます!

韓国特許庁(2019.4.11)

特許庁、「特許出願制度巡回説明会」の申込・受付を開始

「知的財産権とは何かを分かる機会となった。自分のアイデアが特許に登録できるのか、 どのような手続きとプロセスが必要なのか気になっていたが、講義で詳しく説明してい だだき、また相談も受けられ非常に有意義な時間でした」(特許出願制度巡回説明会にて、 キム(15歳)君)(全羅南道光陽、多鴨中学校2018年9月3日)

4月11日(木曜)、特許庁は政府革新の一環として知的財産の裾野を広げるべく、学校、 自治体、中小企業・団体などを対象に、「特許出願制度巡回説明会(以下、巡回説明会)」 事業を実施すると明らかにした。

2017年(※)から始まった「巡回説明会」は、説明会を必要とする機関・団体の申込を受け、希望する場所を訪問し説明会を行うことであり、2019年は計30回を実施する計画である。

※2017年8回(370人参加)、2018年28回(1,033人参加)出願制度巡回説明会開催

巡回説明会は、主に特許・商標・デザイン出願の手続き、関連法令および制度、また出願人がよく間違える失敗事例や対処方策などの内容で行われ、説明会が終わった後は弁理士の相談およびコンサルティングを受けることができる。

今回の説明会を通じて、出願手続きの未熟による権利の無効や権利の死蔵にならないよう未然に防止し、失敗事例の対処方策など現場中心の情報提供で知的財産の権利確保につながるとみられる。

説明会の参加を希望する機関・団体は、特許庁(出願課)まで公信または電子メール (leeyh1014@korea.kr)にて申込できる。

受付期間は4月から10月末までで、受付後、申請機関の希望内容を勘案し、専門技術分野の弁理士を講師にマッチングするなど、需要に合わせて説明会および相談・コンサルティングを行う計画である。

特許庁出願課長は、「知的財産の重要性は誰もが認識しているが、まだ現場では権利確保において至らない点が多い」とし、「巡回説明会を通じて多くの国民が知的財産への理解を深め、権利確保の機会を増やすことができるよう最善を尽くしていく」と述べた。

# 2-7 特許庁、韓国企業の海外特許現況の調査結果発表

韓国特許庁 (2019.4.15)

- ①国内出願特許の88%、中小企業の96%は海外特許放棄
- ②化粧品、食品など韓流商品が属する食料・直接消費財分野は98%が海外特許放棄
- ③韓国企業は米国を中心に特許出願し、新南方市場では既に中国に遅れている

特許庁は、韓国企業と大学・公共研などの主要出願人のここ 5 年間 (2011 年~2015 年) の海外特許の確保の現況について調査結果を発表した。

※2011 年~2015 年間、国内特許における新規出願の 779,005 件に対する海外特許の出願 現況を追跡調査

※国内特許は、PCT 国際出願を活用する場合、30ヵ月まで海外出願が可能であり、2016 年末の出願はまだ海外出願が完了していないため、2015年の国内出願まで分析

※新規出願:先行特許出願と内容の重複がある分割出願・優先権主張出願を除外した出 願

政府は、新通商戦略(※)を通じて韓国企業の新市場への進出を奨励しているが、貿易 政策のみがあり特許先取り戦略はないため、特許で保護を受けられない輸出企業は、か えって紛争リスクにさらされるという懸念が提起されてきた。

※主要内容:輸出で日本を追い越す戦略、輸出市場の多角化(新南方、新北方)、デジタル通商の先導

これを受け、特許庁は内部のデータベースを活用し、韓国の出願人向けに海外特許の現況を分析し公開する。

#### <国内特許の海外出願率>

まず、韓国の出願人が 2015 年に韓国国内に新規出願した発明のうち、11.7%のみが外国 に出願したことが判明した。 特許は、海外現地に出願していなければ該当の国家でまったく保護を受けられない。これは国内出願の88.3%は海外で保護を受けられる権利を放棄したことを意味する。

出願主体別にみると、大企業の海外出願率は 36.8%、研究機関は 12.3%、大学は 4.5%、 中小企業はわずか 4.3%であった。

※海外出願率:国内に新規出願された国内発明のうち外国にも出願した発明の割合

大企業は国内に35,893件を新規出願し、そのうち13,216件を海外に出願しているが、中小企業は大企業より多い44,258件を国内に新規出願しているものの、そのうち海外に出願したのは大企業より遥かに少ない1,900件に留まった。

全般的にみると、大企業は 2011 年の 10,023 件から 2015 年の 13,216 件に海外出願が伸びたが、研究機関は 2012 年の 1,480 件から 2015 年の 929 件に急減した。

製品別(※)では、韓国の輸出品目の1位の電気・電子製品分野の海外出願率は18.6%、輸出2位の輸送設備は9.6%、3位の機械類・精密機器は11.9%、4位の化学工業製品は10.0%、5位の鉄鋼製品は4.6%、6位の原料・燃料は6.0%に過ぎず、製品別で差があることが明らかになった。

※関税庁の輸出入貿易統計の「性質別」輸出統計

最近、特許出願が活発な機能性化粧品と健康機能食品などの食料・直接消費財分野は、 国内出願の1.6%のみが外国に出願されており、海外現地で韓国企業の特許製品の侵害 製品が販売されても対応が難しいと予想される。

# <主要市場別の特許確保の現況>

韓国は米国、中国などの既存市場を中心に出願しており、新南方国家などの新しい輸出 市場に進出するための特許準備には消極的という結果も出た。

韓国の出願人は、米国、中国を中心に平均 1.9 ヵ国に海外出願し、大学と研究機関はそれぞれ 1.4 ヵ国、1.2 ヵ国に出願しており米国以外の国家には殆ど出願していないことが判明した。

海外出願の米国への偏り現象は、主要輸出競争国のうち韓国が 52.9%と最も高く、中国 51.7%、日本 43.3%、ドイツ 30.7%となっている。一方、インド、ベトナムなど 7 つの 主要新興国に対する海外出願の割合は韓国が 5.6%と最も低く、米国は 16.6%と主要輸出競争国のうち最も高かった。

また、不確実な新市場での特許出願に有利な PCT 国際出願も有効に活用していないことが明らかになった。PCT 国際出願は、まず低費用で出願し、30ヵ月内に現地出願の有無を決めても良いというメリットがあり、一般的に複数の国家に出願を準備する場合によく活用される。

海外出願時の PCT 国際出願活用の割合をみると、大企業 25.3%、中小企業 63.9%、大学 53.8%となった。ところが PCT 国際出願の特許のうち、中小企業の 55.3%、大学の 61.3% の特許は個別国での現地出願を放棄していることが分かった。

※PCT 出願以降、個別国に出願することで最終的に権利が確保される。

これは、大企業が出願初期から海外出願の対象国家を米国、中国などの巨大輸出市場中心に限定することに対し、中小企業と大学は費用不足などの理由により海外出願の対象国家を30ヵ月の間に決められないためと思われる。

# <海外出願件数と輸出規模の比較>

韓国は主要輸出市場、特に新南方などの振興市場で米国、日本との特許競争に対する準備が足りないという調査結果が出た。特に ASEAN の主要国家では、最近中国に特許出願を追い越されている。

※世界知的所有権機関(WIPO)と世界貿易機構機関(WTO)の統計から算出

韓国は米国市場のみにおいて、輸出1億ドルあたり51.7件の特許を出願し63.7件を出願した日本と比較可能であって、最大輸出市場の中国では輸出1億ドルあたり24.3件を出願した日本の30%に過ぎないわずか7.3件を出願した。

こうした格差は特にインド、ASEAN など新南方市場でさらに広がりを見せた。インド市場で輸出 1 億ドルあたりの特許出願は米国、日本がそれぞれ 40.1 件、50.7 件となっており、韓国は日本の 20%の水準である 11.1 件の出願に過ぎず、ASEAN 市場では米国、日本がそれぞれ 11.9 件、10.5 件に対し、韓国は日本の 19%に過ぎないわずか 2.0 件に留まった。

また、第3の輸出市場であるベトナムとフィリピンのみで中国より優位であり、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアなどの主要 ASEAN 国家では中国より特許出願が少なく、今後本格化する新南方市場での技術競争の展望を暗くした。

#### <政府の対応方策>

特許庁は、今回の調査を契機に、2019年6月末を目処に「海外特許競争力強化総合計画」 をまとめる計画である。

これまで特許庁は、グローバル IP スター企業 (2017 年~)、スタートアップ特許バウチャー (2018 年~)、母胎ファンド投資拡大 (2018 年~)、特許共済事業 (2019 年~)などの韓国の中小・ベンチャー企業の海外特許支援事業を推進しているが、既存事業の拡大だけでは全般的な海外出願の傾向を変えることは限界があると判断し対策作りを急いでいる。

まず、主要企業の特許責任者から海外出願を阻む隘路事項を、特許庁長が直接聞く懇談会(4月16日、火曜)をはじめに、専門家インタビューなど現場の意見を幅広く汲み上げ、これまでの海外特許確保の低迷の原因を企業とともに考え分析する予定である。

これを基に、出願人の類型や国家別市場の特性に沿った支援体系を構築し、韓国企業のグローバル市場への進出を支援する計画である。

特許庁長は、「安い労働力を基盤に低価製品を輸出し成長してきた過去とは違い、今は韓国経済の革新成長に向け世界レベルの特許技術で高付加価値製品を輸出するべきだ」とし、「韓国の中小企業が特許なしで製品だけ輸出するのではなく、特許で保護を受けながら海外市場に進出できるよう実効性のある支援方策を企業とともに作っていく」と明かした。

#### 2-8 アジア・太平洋地域の24ヵ国が著作権議論

韓国文化体育観光部(2019.4.15)

2019年4月15日~17日、「アジア・太平洋地域著作権高官級会議」開催

韓国文化体育観光部と世界知的所有権機関(WIPO)が共同主催し、韓国著作権委員会が主管する「アジア・太平洋地域著作権高官級会議」が4月15日(月曜)から17日(水曜)までの三日間、ソウル市上岩洞スタンフォードホテルで開催される。

「アジア・太平洋地域著作権高官級会議」は、文化体育観光部が世界知的所有権機関(WIPO) に出損した信託基金によって実施される国際多国間援助協力事業の一環として、各国の著作権政策担当者が集まって最近の著作権イシューを共有し、著作権におけるグローバルなアジェンダを策定する場である。

韓流コンテンツの国際的保護体系の確立とアジア・太平洋地域の著作権議論を先導

今回の会議では、アジア・太平洋地域の24ヵ国(※)の著作権分野の高官級政策担当者が出席し、文化産業に対する韓国の経験を共有し、アジア・太平洋地域における実行計画および著作権のアジェンダ策定のための勧告事項、産業別(音楽、ゲーム、出版、放送)の政策および著作権イシュー、効果的な著作権執行方策などをテーマに取り上げる。※ネパール、ラオス、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、バヌアツ、バングラデシュ、ベトナム、ブータン、サモア、ソロモン諸島、シンガポール、中国、カンボジア、クック諸島、キリバス、タイ、トンガ、ツバル、パキスタン、パプアニューギニア、フィジー、フィリピン

今回の会議では、アジア・太平洋地域の高官級政策担当者だけでなく、世界知的所有権機関(WIPO)の著作権および創造産業事務次長、著作権協会国際連合(CISAC)アジア・太平洋地域支部長、First Brave 代表、Silkworm Books 創立者などが海外からの講演者として、慶南大学校文化コンテンツ学科教授、法務法人 JIPYONG 弁護士、仁荷大学校法学専門大学院院長などが韓国の講演者として出席する。

アジア・太平洋地域は、世界で占める経済・社会的な役割が相当なものであり、韓国との文化的類似性を基盤にした韓流ブームの根拠地である。また、韓国のコンテンツに対する著作権侵害が発生する主要地域でもある。今回の会議を通じてアジア・太平洋地域内で21世紀の文化国家としての韓国のステータスを堅実なものにするとともに、著作権体系と保護認識については、韓国の著作物を保護する水準まで引き上げることについて各国の著作権政策担当者を納得させることができると期待される。

文化体育観光部-世界知的所有権機関(WIPO)信託基金事業、韓国の経験とノウハウを 世界に拡散

文化体育観光部と世界知的所有権機関(WIPO)間の信託基金事業は、2006年にスタートし、現在、三つの分野で年間10億7,200万ウォン規模に拡大している。今回の会議は三つの分野のうち最も歴史の長い途上国の著作権協力事業である。

文化体育観光部は、該当の信託基金事業として途上国の著作権政策担当者を対象に、韓国の著作権体系の研修および関連機関への訪問研修、個別国家への著作権体系指導・相談(メンタリング)事業などを毎年実施している。また、北方アジアの国家間の最新の著作権アジェンダを共有するための韓国・ロシア・中国・モンゴルの4ヵ国の小地域レベルの共同研修会(ワークショップ)も継続して運営している。

文化体育観光部著作権局長は、「この会議を通じてアジア・太平洋地域の国と地域が著作権アジェンダを議論するとともに、関連意見や情報の共有を通じて著作権および創造産業において、グローバルな協力を期待する」と述べた。

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 京畿道、中小企業向けの知的財産保護方策推進、技術奪取の相談窓口設置 京畿道庁 (2019.4.2)

京畿道が中小企業の知的財産権保護のための技術奪取専門の相談窓口を設け、特許技術などの取引の活性化に向け「技術取引市場」を設置する。

京畿道は4月1日、このような内容を盛り込んだ「京畿道知的財産育成および保護方策」をまとめ、2019年下半期から施行すると発表した。

このため京畿道は、第1回補正予算に15億ウォンを編成するなど2019年末まで95億5,000万ウォンを「京畿道知的財産育成および保護方策」に投入する計画である。

今回の措置は、技術奪取被害を被ったが法律的な知識や人員の不足などで対応の難しい 中小企業を支援するためのもので京畿道では初の試みである。

京畿道は、中小企業の技術奪取の予防と被害企業への支援、民間技術取引の活性化に向けたオン・オフラインの技術取引市場の設置・運営、企業競争力強化のための高い品質の知的財産権創出の支援など3つの事業分野を推進する方針である。

まず、第一に技術奪取の予防と被害企業の支援に向け、技術奪取で悩んでいる中小企業を対象に弁護士または弁理士が無料相談を提供する専門家相談窓口を運営する。また、予防の側面では未登録アイデアに対する知的財産権利化の支援と中核技術保有事実の立証、技術奪取予防教育などを、事後対応の側面では訴訟保険の加入と訴訟費用の支援、技術奪取分析コンサルティングなどを支援する。このほか、警察庁、中小企業庁、ベンチャー企業協会、中小企業 CEO 連合会などとも協力し、支援課題を発掘する予定である。

第二は、技術市場は、中小企業間の特許技術の取引を支援するオンライン市場であり、 供給企業は販売を希望する技術を登録し、需要企業は購買を希望する技術を登録する。 当事者間で技術の検索を行い技術移転の直接取引や京畿テクノパークを通じた仲介取引両方とも可能である。

さらに、京畿道は事業化の可能性の高い技術を発掘し、優秀な特許技術に対しては直接 委託管理も行う計画である。委託管理対象の技術は、商用化はもちろん投資誘致も支援 する方針である。公共と民間が保有する特許技術を一目でみて交流できる技術交流博覧 会は、上半期・下半期に各1回開催する予定である。

知的財産創出と創業支援のためには、輸出有望中小企業を対象に特許、デザイン、ブランド開発や海外権利化など知的財産権に関連する様々な分野の支援を最大3年間提供し、国際競争力を持つ強小企業に育成する。

京畿道は、専門家が中小企業の現場を訪問し、知的財産権関連の行事や隘路事項を迅速 に解決する IP (Intellectual Property、知的財産の略字) 支援サービスを提供する計 画である。

京畿道科学技術課長は、「公正な取引秩序の確立のためにも中小企業の技術奪取問題は必ず解決されるべきだ」とし、「未来の産業発展は、知的財産の力量に掛かっており、継続的な政策支援を通じて公正経済を実現していく」と述べた。

#### 3-2 米国進出の韓国企業の知的財産権利の行使が本格化!

韓国特許庁 (2019.4.3)

特許庁、「2018年IP TREND年次報告書」発刊

特許庁と韓国知識財産保護院は、「2018 年 IP TREND 年次報告書」を発刊し、韓国企業が 米国で知的財産の権利行使に本格的に乗り出していると明かした。

2018 年の米国内での韓国企業と外国企業間の特許訴訟は、計 284 件(※)(提訴 104 件、被訴訟 180 件)で、前年(182 件)比約 56%増加した。

※事件当たり被告数基準(韓国企業が原告の場合は外国被告数、韓国企業が被告の場合は韓国企業数)であり、事件数の基準では131件(前年比32%増)

米国内全体の特許訴訟は、2015年以降減少しているが、韓国企業関連の特許訴訟は 2016年以降増加していることが判明した。

※米国全体の特許訴訟(事件数基準): (2014) 5,099 → (2015) 5,831 → (2016) 4,537
→ (2017) 4,037→ (2018) 3,657 (Patent Litigation Report 2019, Lex Machina)

韓国企業の特許訴訟は 2016 年以降、提訴と被訴訟両方とも増加しているが、特に中堅・中小企業は、提訴件数が 2016 年の 6 件から 2018 年は 92 件と大幅増加し、2018 年に初めて被訴訟の件数を追い越した。

2018年は、中堅・中小企業の場合、計10社が訴訟を提起し、そのうちの2社が70件の訴訟を提起し、提訴増加を主導した。

韓国企業の被訴訟の増加は、NPE(※)によるもので、特にUniloc(※※)が2016年以降、韓国の大企業を対象に多数の訴訟を提起したことが主な原因とされる。

※ Non Practicing Entity:製品生産はなく、主に訴訟およびライセンス活動をする企業

※※ Uniloc Corporation (豪州のセキュリテイ技術ソリューション企業) の子会社であり、コンピュータ・移動通信・医療などの分野での訴訟のうち、韓国企業を対象に2017年は26件、2018年は54件を提起

技術分野別ではここ5年間、電気電子・情報通信分野に韓国企業の訴訟の74%が集中している。ただし、毎年2件程度だった化学・バイオ分野は、2018年は14件に増加し、これはバイオシミラー製品関連の訴訟だった。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「韓国企業が米国で特許紛争の攻勢に出るということは、韓国企業の知財権の力量が向上したため」とし、「特許庁は特許共済、知的財産基盤の金融支援制度などを通じた効果的な資金支援により中小企業が海外特許を確保し、知財権の力量をさらに強化できるよう支援していく」と述べた。

「IP TREND 年次報告書」は、米国内の韓国企業の特許訴訟動向、知的財産関連の主要イシュー、専門家コラムなどを盛り込んで毎年発刊する。

※国際知的財産権紛争情報ポータル(www.ip-navi.or.kr)でダウンロード可能

2019年は、韓国で7月から施行される特許侵害に対する懲罰的損害賠償の導入に伴い、米国関連の判例分析と韓国企業の知財権の対応戦略に関する専門家コラムを収録した。

#### 3-3 デジタル性犯罪や技術流出などによる犯罪収益を徹底没収

# 「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」改正案、国会で可決

デジタル性犯罪、技術の海外流出犯罪など重大犯罪による犯罪収益を効率的に還収できるようにする「犯罪収益隠匿の規制及び処罰等に関する法律」(以下、「犯罪収益隠匿規制法」)一部改正法律案が2019年4月5日(金曜)国会の本会議で可決された。

今回の改正により、新たに犯罪収益隠匿規制法上の重大犯罪に追加された犯罪などに対しこれからは、

- ①犯人が犯罪収益を移転する前に、捜査中の没収・追徴補てん命令により迅速に凍結することができる。
- ②犯人が犯罪収益を隠匿または適法な収益として仮装した場合に、これをマネー・ロンダリングとみなし処罰することができる。
- ③犯罪収益を処分したとしても、その代価で得た財産まで没収・追徴できるようになり、 犯罪収益を徹底的に還収できるようになる。

#### 今回の改正で追加された主な重大犯罪

#### 1. デジタル性犯罪および技術の海外流出

違法に撮影したわいせつ物で経済的利益を得るファイル共有サービスなどのデジタル性 犯罪を抜本的に抑止するために、児童・青少年を利用したわいせつ物の制作・配布行為 およびカメラを利用した撮影および配布行為を重大犯罪に追加

主要輸出産業である半導体・LED など中核技術の流出により国家競争力に甚大な打撃を被らせる技術の海外流出行為を重大犯罪に追加

2. 有害化学物質の製造販売および個人情報の不正取得

加湿器殺菌剤の被害事故など、有害化学物質の製造による被害を防止するために有害化 学物質製造販売行為を重大犯罪に追加

景品イベントに仮装させ取得した個人情報の販売による利得などを還収するために、不 正に個人情報を取得する行為も重大犯罪に指定

3. 違法なスポーツ賭博および環境・テロ犯罪

犯罪収益の規模が莫大な違法スポーツ賭博も重大犯罪に指定し、サイト運営者、賭博行 為者、八百長(なれあいの勝負)加担のスポーツ選手などの犯罪収益のはく奪

2020年2月に実施される、韓国に対する国際マネー・ロンダリング防止機構(FATF)の 履行評価に備えてFATFの勧告事項である環境犯罪、テロ犯罪なども追加

#### 今回の改正の意義

今回の改正で新たに追加された重大犯罪に対して徹底した犯罪収益の没収およびマネー・ロンダリング捜査が可能になり、犯罪における経済的要因を抜本的にはく奪することで、犯罪を効率的に抑止することができる。

また、今回の犯罪収益隠匿規制法の改正は、国際社会で韓国政府のマネー・ロンダリング防止に向けた取り組みの肯定的要素として評価され、国家信用度の向上に貢献すると期待される。

法務部は、いかなる犯罪からでも経済的利益を得られないように、犯罪収益の追跡・は く奪の徹底に最善を尽くす。

※今後、国務会議を経て公布されれば、2019年4月中に施行予定

# 3-4 特許、営業秘密、デザイン侵害犯罪、特許庁が解決する

韓国特許庁 (2019.4.9)

#### 産業財産特別司法警察の開所式開催

特許庁が、4月9日(火曜)政府大田庁舎4棟17階(午後2時30分)にて産業財産特別司法警察の開所式を開催する。

開所式には、特許庁長、大田地方検察庁次長検事、大田地方警察庁部長、韓国知識財産 保護院長など関係機関の主要関係者が出席する。

特許庁の取り締まり公務員に特許、営業秘密、デザイン侵害犯罪に対する捜査権限を付与する改正「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」(司法警察職務法)が3月19日から施行された。

これに伴い、いわゆる「偽物」などの商標侵害犯罪のみについて捜査していた特許庁特別司法警察の業務範囲が大幅に拡大された。特許庁は業務増加に備え審査、審判などの経歴を持つ8人の捜査官を追加投入し、持続的に人員と組織拡大を推進する予定である。

特許、営業秘密、デザイン侵害の当否を判断するためには、知的財産法に対する高度の 専門知識が必須である。特許、営業秘密は該当技術に対する専門知識なくては報告の内 容を正しく理解することさえ難しい。

このため、450人以上の理工系の博士学位取得者を含め約1,100人の審査、審判人材など、技術と知的財産法の専門性を兼ね備えた最高の専門家を保有する特許庁が直接特許、営業秘密、デザイン捜査に乗り出す。

専門性を持つ特許庁が迅速かつ正確に事件を解決することで、犯罪の被害に遭った企業を効果的に救済できるとみられる。また、訴えられた企業も事業の不確実性を早期に解決し、経営活動に集中できると期待される。

特許庁長は、「知的財産侵害犯罪は、革新成長と公正経済実現における大きな壁」とし、「検察、警察など関係機関と緊密な協力体系を構築し知的財産侵害犯罪を根絶していく」と明らかにした。

知的財産侵害犯罪に対する告訴、告発は特別司法警察業務を担当する特許庁産業財産調査課(電話 042-481-5812、8324)まで。

# 3-5 日本人観光客をターゲットに、偽ブランド品を販売した組織、摘発

ソウル市中区庁(2019.4.9)

日本人観光客だけをターゲットにし、偽ブランド品を販売した販売組織がソウル市中区 の偽ブランド品取り締まり専担チームに摘発された。

ソウル市中区は、明洞周辺や南大門市場一帯で日本人観光客に接近し、自分たちの秘密 倉庫に案内し偽造品を販売していた A 氏 (50 代) など 3 人を刑事立件し、捜査している。

中区は、販売組織の秘密倉庫を強制捜索し、ルイ・ヴィトン、シャネル、エルメスなどの海外のブランド品の偽造品 7,100 点余りを全量押収した。正規品価格に換算すると 40 億ウォンに相当するという。

被疑者らは、2017年から外国人観光客が集まる明洞周辺や南大門市場一帯で、日本人観 光客だけを対象に客引き行為をし、関心を見せる観光客には秘密倉庫に誘い込んで偽造 品の販売を行っていた。

秘密倉庫は、崇礼門付近のある建物に設けられており、6階に2ヵ所、7階に1ヵ所など3ヵ所において一般業者に装い運営されていた。被疑者らは客引きと一緒に訪問する日本人観光客以外は出入りを徹底的に制限することでこれまで中区の監視の目をすり抜けてきた。

中区は、こうした通報を受け、ここ3ヵ月間粘り強く追跡捜査と潜伏捜査を行ってきた。 これにより多ければ1日に6~7回も秘密倉庫がある建物へ客引きと日本人観光客が出入 りする姿を目撃していた。

中区の流通秩序整備チームの関係者は、「建物に入っていた日本人が黒い袋を持って出て くるのをみて偽ブランド品の取引と確信した」と話した。

中区は、調査が終わり次第、被疑者と押収品を検察に送致する予定である。現行の商標法では偽造品を流通・販売する場合、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処すると規定している。

特別司法警察権を持っている中区の偽ブランド品取り締まり専担チームは、2014年から明洞周辺、南大門市場、東大門ファッションタウンを主要拠点に偽ブランド品の販売、ラベルの張替えなどに対し集中的に取り締まりを行っている。24時間体制の取り締まりにより2018年だけで398件を摘発、偽ブランド品6万4,000点余りを押収している。

中区庁長は、「今回のように特定の層をターゲットにした客引き行為と販売事例は初めて」 とし、「中区の取り締まりで表面的な陳列・販売が難しくなると、裏で行われるようになった。これに対応し取り締まりも一層厳しくしていく」と述べた。

# 3-6 特許庁 - 司法研修院 - WIPO、途上国の知的財産権紛争解決の支援に向け連携! 韓国特許庁(2019.4.10)

特許庁と司法研修院、世界知的所有権機関(WIPO)は共同で、中国、ベトナムなど17 カ国の21人の途上国の法官を対象に4月11日(木曜)から19日(金曜)まで「知的財産権紛争解決教育過程」を特許庁国際知識財産研修院と司法研修院で開設・運営すると明らかにした。 今回の教育過程では、知的財産権審判および訴訟、調停および仲裁など、知的財産権関連の紛争解決分野で韓国と世界知的所有権機関(WIPO)がこれまで蓄積してきた経験とノウハウを、教育過程に参加する法官に伝授する一方、互いの優秀事例を共有する機会を提供することで、途上国の知的財産権紛争解決の力量向上を目標としている。

この教育過程は、審判から訴訟まで知的財産権紛争解決の全過程を取り上げる、特許庁 と司法研修院との初の協力事例という点で意義があり、この教育過程を通じて韓国の先 進的な知的財産権紛争解決システムが途上国により効果的に発信できるとみられる。

同教育過程は、4月11日(木曜)から12日(金曜)までの2日間は特許庁国際知識財産研修院にて、4月15日(月曜)から19日(金曜)までの5日間は司法研修院で実施される。国際知識財産研修院では特許・商標・デザインなどの審査・審判制度が集中的に取り上げられ、司法研修院では知的財産権訴訟の制度全般において深みのある講義が行われる予定である。

計 20 のテーマからなる理論講義以外にも、事例研究、模擬裁判、裁判傍聴、その他の関連する法・制度の改善に向けた円卓会議など様々な実務プログラムで構成されており、韓国の制度をより深く理解することができると期待される。さらに、特許審判院の「遠隔映像口述審理システム」(※)、特許法院のいわゆる「電子裁判システム」など知的財産権紛争の効果的な解決のための韓国の優秀な制度も紹介される予定である。

※行政審判は書面審理が原則であるが、特許審判では権利解釈と救済の特殊性を勘案し、 当事者が簡単に言葉で争点を説明できる口述審理が並行されており、特許審判院は口述 審理制度の時間的・空間的不便を解消するために、映像を通じた遠隔審理ができるよう に「遠隔映像口述審理システム」を構築・運営している。

特許庁長は、「今回の教育過程を通じて途上国の知的財産権紛争解決の力量が向上され、さらには韓国の先進的な審判・訴訟システムを海外に発信できるよい契機になる」とし、「この機会をもとに知的財産権紛争解決において、途上国現地で韓国に対する友好的な環境が造成されるとともに、海外に進出している韓国企業の知的財産出願および保護活動にも大きく役立つだろう」と述べた。

また、司法研修院長は、「今回の研修は、司法研修院が培ってきた法官研修のノウハウをもとに、外国の法官を対象に韓国の知的財産権訴訟の全般的な実務と事例を専門的・体系的に紹介する非常に有意義な場となる」としたうえで「今後、司法研修院と特許庁が世界知的所有権機関(WIPO)との協力関係をより堅実なものにすることで、知的財産分

野に関する国際的研修支援を拡大し、世界の司法部の知的財産専門家の育成に資する意義のある出発点になることを期待する」と述べた。

# デザイン (意匠)、商標動向

# 4-1 デザイン登録に役立つ図面作成の秘訣

韓国特許庁(2019.4.3)

特許庁、「一人出願人のためのデザイン図面作成ガイドブック」の e-Book を配布

特許庁は、代理人なしでデザインを出願する一人出願人のデザイン図面作成を支援すべく、事例中心の説明で簡単にデザイン出願ができる「一人出願人のためのデザイン図面作成ガイドブック」を作成、配布したと発表した。

特許庁に出願された 2018 年のデザイン登録出願のうち、図面の誤作成で拒絶された割合が最も高かったが、その原因の一つはデザイン出願の際、代理人なしで直接出願する割合が最も高く、出願人が図面作成方法を熟知していないことが判明した。

デザイン図面作成の方法は、世界的に通用される共通の約束を守らなければならない。 目にみえる通りに描かなければならなく、全体の物品において見えない部分があっては ならない。また、出願された図面だけで再び同じ物品を作られる程度に具体的でなけれ ばならない。

デザイナーのAさんは、複数のコンピュータ・プログラムを用いて製品のデザインを作成し、デザイン出願を行った。ところが、スピード感を表現するために使用したエアブラシ (airbrush) 効果が過度で、デザイン図面の形状が不明確という理由から拒絶された。デザイン図面は鑑賞が目的の作品ではないため、登録されるデザイン以外の装飾や絵画的な表現方法などで拒絶されるということを知らなかったためである。

自営業者のBさんは、図面の代わりに携帯電話で撮影した写真を提出した。しかし、撮影過程で部屋の中の風景や物品の下に置いてあった織物のパターンが写真に写っていた理由で登録拒絶された。登録される物品の写真に、背景が一緒に写ってはならないということを知らなかった。

エンジニアの C さんは、CAD で作成した図面をそのままスクリーンショットし、その画像で出願を行ったが、図面に含まれている数値線や補助線、記号などの削除を要請する審査官からの意見提出通知書を受領し、幾度の修正を重ねて登録できた。

デザイン出願のための図面作成は、特許庁で定める基準を守らなければならない。今回 発刊されたデザイン図面作成ガイドブックでは、線図、写真、コンピューター・グラフィックなどで表現された図面の実際の登録事例を紹介し、デザインの出願人がよく犯す 失敗を中心に分かりやすく説明した。

特許庁商標デザイン審査局の局長は、「デザインの出願において、デザイン図面は出願人の創作意図を理解し安定的な権利保護のための最も重要な部分」とし、「このガイドブックを通じて代理人のない一人デザインを出願する小商工人、中小企業に一助となることを願う」と述べた。

一方、デザイン図面作成ガイドブックは、国民申聞鼓(国民参加ポータルサイト)にデザイン 関連図面作成の方法が難しいという国民の要請を受け、政府革新の取り組みの一環として企画された。 3月末から特許庁ホームページおよび特許出願サイト「特許路」から e-Book をダウンロードでき、 特許庁のオンラインの会員向けにデザイン審査政策のメールマガジンと一緒に無料配布 される。

# 4-2 特許審判院、商標認知度調査方法のガイドライン発表

韓国特許庁(2019.4.8)

特許審判院は、審判に提出される商標に対する消費者認知度アンケート調査の証拠能力 を認めるためのアンケート調査方法のガイドラインを発表した。

この消費者認知度アンケート調査は、商標登録有無に対する審判において、該当商標が有名商標に該当するか、あるいはよくある標章ではあるが長年の使用により消費者に識別力が認められているかどうかを立証するために、商標に対する一般需要者の認識の程度を調査するものである。

米国・欧州など外国では商標紛争において、消費者の認知度が重要な証拠として活用され、最近韓国でも特許法院の判決にアンケート結果を反映する事例が増えており、消費者認知度調査のガイドラインの必要性が大きくなっている。

今回まとめた消費者認知度調査のガイドラインの主な内容は、アンケート調査は世論調査機関を通じて信頼性のある調査方法により実施されなければならなく、該当商品の消費者を代表できる特性(地域・性別・年齢など)が反映されなければならない。

調査方法は、回答の回収率が50%以上であれば信頼度があると認められ、回答の標本数は商品の種類によって流動的であるが、一般的に最低500人以上でなければならなく1,000人以上の場合、信頼度が高いとされる。質問方法も、誘導的ではならなく質問は簡潔かつ明瞭でなければならない。また、回答者の能力や経験からずれるものではならない。

特許審判院長は、「商標に対する消費者の認知度調査ガイドラインは、アンケート調査基準を明確に提示することで、審判当事者がアンケート調査をより効果的に活用できるよう実効性向上の側面がある」と述べた。

#### 参照「商標に対する消費者認知度調査方法のガイドライン」

当事者が周知・著名商標または使用による識別力などに対する立証資料として「消費者認知度調査」(アンケート調査)を提出する場合、審判(審査)官はアンケート調査の信頼性評価を行う際、次の事項を考慮し総合的に判断する。

1) 信頼性のある世論調査機関により検証された調査方法で実施されなければならない。 世論調査機関の規模、世論調査実施回数、分析専門人員数(常勤)などを考慮し信頼性 のある世論調査機関であるかを判断するが、各種制限がある場合などを勘案する。

韓国ギャラップ・メディアリサーチ・リアルメーターなど現在活動している中央選挙世論調査審議委員会の登録機関(約80の機関)などは独立した世論調査機関とみなす。

2) 対象商標・商品の消費者を代表できる特性(地域・性別・年齢など)が反映されなければならない。

商品別に標本設定が異なることもあるため、商品の特性が重要な場合(例えば、女性専用用品や特定疾病・疾患に利用される医薬品など)はその特性が反映されなければならない。

3) 調査方法も信頼度が高くなければならない。

回答の回収率が30%未満の場合は信頼度が低いとされ、50%以上であれば高いとされる。 → ただし、30%~50%の間の場合は、裁量や判断の余地がある。

回答の標本数は、商品の種類によって流動的であるが、一般的に 500 人以下の場合は信頼度が低く、1,000 人以上の場合は信頼度が高いと判断する。

質問方法は明確でなければならなく、誘導的であってはならない。

- $\rightarrow$  1つのテーマに関するものでなければならなく、簡潔かつ明瞭な文章でなければならない。
- → 明確でない内容に推定されないようにしなければならず、全ての回答者に同様に理解されなければならない。
- → 回答者の能力や経験からずれるものであってはならず、一般的な事例を表現するために特定事例を使用または関連のない内容を質問してはならない。
- → 調査主体・方法が検証されていない独自のアンケート調査は信頼度に欠ける。
- → 判断基準時点から相当な時間が経過した後行われたアンケート調査は、当時の需要者の認識を反映できないため信頼度に欠ける。

# その他一般

5-1 難しい知的財産権用語、用語辞典で確認してください

韓国特許庁 (2019.4.2)

難しい知的財産権用語、用語辞典で確認してください - 特許庁、「英-韓知的財産権用語辞典」改訂本発刊 -

特許庁長は、難しい知的財産権用に対する理解を深め知的財産権の業務従事者の効率的な業務遂行を助けるため、「英-韓知的財産権用語辞典」の改訂本を発刊した。

特許、商標などの知的財産権分野は、非常に専門領域であるとともに国際的な交流および変化が活発な分野であるため、関連する英文用語に対し一般人はもちろん知的財産権関係の業務従事者が正確な意味を把握するのが困難であった。

このため、特許庁は国際出願を多数行う企業・研究院など知的財産権関係の業務従事者 および知的財産権に関心のある一般人向けに、2008年に発刊している「英-韓知的財産 権用語辞典」の内容を時代の変化に伴い大幅更新作業を経て再発刊に至った。

今回発刊した辞典には、これまでの特許法の改正事項、EU 単一特許制度の導入など、改正された国内外の新規の法制度の関連用語を積極的に反映するほか、既存の辞典に収録されている用語についても翻訳の正確性、内容の最新性という側面から検討・修正を施し、不備を補った。

特に、既存の辞典にはなかった米国・日本・中国・EU など主要国の知的財産権関連の重要判例の内容を収録し国際的な知的財産権のイシューを分かりやすく説明し、また難しい法律用語を分かりやすい用語に変え知的財産権に関心のある人であれば誰でも理解できるようにまとめている。また、今回の改訂本では、既存の「英-韓辞典部」に「韓-英辞典部」を追加し使用者が韓国語からでも簡単に関連内容を検索できるようにしている。

今回発刊された「英-韓/韓-英知的財産権用語辞典」は、特許庁(www.kipo.go.kr)と韓国知的財産研究院(www.kiip.re.kr)など関係機関のウェブページから電子ファイルをダウンロードできる。また、上半期には利用者がオンラインでも簡単に知的財産権用語を検索・活用できるよう同辞典をネイバー・Daum など主要ポータルサイトの辞典サービスに搭載する計画だ。

さらに、特許庁は知的財産権分野で中国が重要な国として認識されている点を考慮し、中国に進出しているまたは進出予定の韓国企業のために同辞典に中国語の知的財産権用語を追加した「英-韓-中知的財産権用語辞典」を上半期にも発刊・配布するほか、主要ポータルサイトの辞典サービスにも搭載する計画だ。

特許庁国際知的財産研修院の院長は、「今回発刊された用語辞典は、国際出願中であるまたは準備中の企業、研究所、個人の発明家に非常によい参考資料になるもの」とし、「今後も変化する知的財産権の法・制度などを反映し辞典内容を持続的にアップデートしていきたい」と述べた。

#### 5-2 特許庁への国民診断、知的財産侵害の取り締まり強化すべき

韓国特許庁 (2019.4.2)

特許庁への国民診断、知的財産侵害の取り締まり強化すべき - 国民が参加する特許庁への診断実施 -

特許庁は、技術奪取など知的財産侵害の根絶に向け国民に意見を聞く「国民参加組織診断」を3月の一カ月間実施した。

101人からなる国民参加団は、特許侵害、アイデア奪取、営業秘密流出、デザイン模倣、 偽物の流通などを取り締まる特許庁組織の適切な規模、人材運営方策、業務処理手続き について国民の視点から点検を行った。事前のワークショップをはじめにソウル、大田、 釜山で現場診断が行われた。これを基に集中討論会にて様々な業務改善の方策が出され た。国民参加団の診断結果を受けた特許庁が結果報告会で今後の推進計画を発表する形で特許庁組織への国民診断は終了した。

国民参加団は、知的財産に対する厳格な保護は、革新的な中小企業とスタートアップの成長だけでなく大企業のグローバル競争力の維持のためにも必須と指摘した。そのためには、特許庁が知的財産侵害に対する取り締まりの業務を強化し知的財産の侵害を根絶すべきと呼びかけ、3月から始まった特許庁の特許、営業秘密、デザイン犯罪に対する捜査業務に期待を示した。

国民参加団は、業務の効率化のためには人員の拡充とともに、捜査官の士気向上のための方策作りも必要と説明した。また、関係機関、民間との協力を強化し国民への広報活動を充実に行うことで政策効果を最大化できると提言した。

国民参加団の委員は、「国民と企業の権利保護のための特許庁の積極的な役割が必要」とし、「国民の意見が反映された組織診断結果が実際、業務改善につながることを願う」と 所感を述べた。

国民参加組織診断とは、一般国民からなる国民参加団が、現場を訪問し該当機関の業務推進体系を実際体験し、改善が必要な部分に対し意見を提示する制度だ。2018年に行政安全部が地方警察・労働監督官を対象にモデル実施を行い、2019年は特許庁を含めた19の部処へ拡大する予定だ。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「政府革新に向け需要者の視点で産業財産保護政策 を顧みるよい機会だった」とし、「国民参加団の意見を反映し、革新成長に向けた技術と アイデア保護に最善を尽くしていきたい」と述べた。

#### 5-3 世界初の 5G 商用サービス開始、LTE が支えた

韓国特許庁(2019.4.8)

#### 5G-LTE の連動技術関連の特許出願、活発に

4月3日午後11時、韓国は間一髪で米国の通信大手ベライゾン・コミュニケーションズ に先駆けて世界初となる第5世代(5G)移動通信システムの商用サービスを開始した。 通信市場のエコシステムはもう一度変革期を迎えることになった。まだ韓国全域においては5G網が構築されていないものの、該当の地域ではLTE網を利用して5Gサービスが

提供される。これを実現した 5G-LTE の連動技術に対する特許出願がここ数年で急増し注目を集めている。

特許庁によると、5G-LTE の連動技術関連の特許出願は、5G 技術に対する国際標準化作業が始まった時点の 2016 年に 24 件が出願された以降、2017 年は 165 件と急増したことが判明した。

これは 5G の全国網構築に相当な期間がかかると予想され、5G サービスが提供されない 地域においても LTE を利用して 5G サービスを利用できるようにする連動技術が、5G 標 準の議論初期に急浮上し反映された結果である。

これに伴い、国内外の通信サービス事業者がLTEと連動可能な5G設備を好むようになり、設備メーカーも最大 1 兆 1,588 億ドル(2026 年基準)(※)と見込まれる 5G グローバル市場を先取りするために自然と 5G-LTE の連動技術に関心を持つようになった。

※出処:ETRI(韓国電子通信研究院)

2018年は出願件数が多少減少しているが、これは海外において出願された件のうち、多数がまだ国内段階に進入していないか、または出願後の未公開の件があるためである。

2018 年までの出願人別動向をみると、大企業が 75.4%と大半を占めており、外国企業と 研究所の割合はそれぞれ 12.3%と 9.4%であり、中小企業の割合はわずか 2.9%となっている。

5G 技術の特性上、中小企業や個人は容易に出願することが難しいが、韓国の大企業の場合、国際標準化会議で議論された 5G-LTE の連動技術を積極的に権利化したものと把握される。

細部技術別の出願動向をみると、5G 基地局と LTE 基地局に同時にアクセスできる同時通信 (dual connectivity) が 178 件出願され、5G と LTE が同じ周波数を共有するための共存技術 (coexistence) は 98 件出願された。

同時通信および共存技術は、既存のLTE 設備および周波数をそのまま利用するため、5Gへの初期負担が減るとともに端末の伝送速度も向上するため、5Gの拡散を促進する役割を果たすと期待される。

特許庁通信ネットワーク審査チーム長は、「5G-LTE の連動技術は、移動通信事業者の投資負担を軽減するとともに、5G加入者の利便性の向上も期待できるため重要」とし、「今後数年は5GとLTEの共存は避けられないとみられ、この分野に対する研究開発と特許出願はさらに活発になる見通しである」と述べた。

#### 5-4 特許・商標に関する判例研究論文を公募します!

韓国特許庁(2019.4.15)

特許審判院、「第 14 回特許·商標判例研究論文公募展」開催

特許審判院は、産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)の判例に対する、斬新で多様な意見を募集するため「第 14 回特許・商標判例研究論文公募展」を 4 月 16 日(火曜)から 9 月 30 日(月曜)まで開催する。

今回の公募展は、産業財産権に関する判例研究を通じて特許審判の品質を向上し、審判 政策の策定の参考のため開催されるもので、計6作(※)の受賞作を選定する。

※最優秀(1名)には産業通商資源部長官賞と賞金2百万ウォンを、優秀(2名)には特許庁長賞と賞金1百万ウォンを、奨励(3名)には特許庁長賞と賞金50万ウォンを授与

受賞作は知的財産関連分野の教授および専門家からなる評価団により、一次・二次にわたる公正な評価を経て選定される。

入賞論文は、優秀論文集として発刊され産業財産の関係機関に配布されるとともに、特 許審判院のウェブページの「名誉の殿堂」にも登載される。

公募課題は、指定課題と自由課題に分けられ応募者が選択できる。

2019年は特許審判院で、特許・商標の各分野別で一つの指定課題を指定しているが、特許については未完成発明の判断基準に関する判例(大法院 2019年1月17日宣告、2017フ 523)を指定し、商標については有名大手企業の商号標章と業種名が結合した商標の識別力に関する判例(特許法院 2018年8月17日宣告、2018 ホ 4355)を指定している。

その他にも、自由課題を選択する応募者は、産業財産権に関連する判例から任意で課題 を選定し応募できる。 公募展の応募は大学生や弁理士、弁護士、一般人など誰でも参加可能であり、個人またはチーム(最大2人)でも応募可能であり、応募を希望する者は特許審判院のウェブページ(www.kipo.go.kr/ipt)から論文作成の様式など必要種類をダウンロードし作成のうえ9月30日(月曜)まで電子メール(bmj1219@korea.kr)にて提出する。

その他の詳細な内容は、特許審判院の審判政策課(電話 042-481-8271、<u>bmj1219@korea.kr</u>) まで。

#### 5-5 美容と眼の健康のための機能性コンタクトレンズの特許出願活発

韓国特許庁(2019.4.15)

春を満喫しようと外に出かける人が多くなるこの季節、春の装いに似合う美容コンタクトレンズを求める人が多くなっている。同時にコンタクトレンズの着用による副作用を緩和し、眼の健康を守るコンタクトレンズに対する関心も高くなっており、関連特許出願も活発になっていることが分かった。

特許庁によると、ここ 5 年間(2014 年~2018 年)の機能性(※)コンタクトレンズの特許出願は 203 件であり、その前の 5 年間(2009 年~2013 年)の出願件数の 119 件に比べ 70%以上増加した。同じ期間のコンタクトレンズの全体の出願が 42%程度増加したことに比べて高い数値である。

※機能性コンタクトレンズ:単純な視力矯正の目的ではなく、美容、眼の疾患、眼の保護などの機能性を追加したコンタクトレンズ

詳細をみると(重複含む※)、眼元を美しく表現する美容レンズが39%(125件)、度数、焦点などが変化しながら視力を矯正する焦点可変レンズが30%(97件)、疾病の診断または薬物放出による治療および診断目的の治療レンズが23%(75件)、眼の乾燥を防止する湿潤性レンズが18%(58件)、紫外線や鮮明な光などを遮断する眼の保護レンズが10%(32件)となっている。

※一つの特許出願が二つ以上の機能を包含する場合、それぞれの機能別に1件として計算する。

最も多く出願される美容コンタクトレンズは、ここ 5 年間 (2014 年~2018 年) の出願が79 件と、その前の 5 年間 (2009 年~2013 年) の出願件数である 46 件に比べて 70%増加した。虹彩の色を多様に変えられるカラーコンタクトレンズ、眼の黒い瞳を大きくみせるサークルレンズなど、外見と自己表現に関心のある若い層の需要が積極的に反映されためとみられる。

また、眼の中のブドウ糖の濃度を検出し血糖値が分かる診断レンズ、眼疾患の治療薬物を徐々に放出する治療レンズ、寝ている間に着用すれば角膜を押して矯正する角膜矯正レンズ、小さい穴から見るようにし眼の筋肉を鍛えるピンホールレンズなど眼の健康を守るコンタクトレンズも次々と出願されている。

出願人別では外国企業が 72% (232 件)、韓国企業が 13% (43 件)、個人が 10% (33 件)、 大学および研究機関が 4% (14 件) 出願した。最も多く出願した出願人は米国のジョン ソン・エンド・ジョンソンで全体の 46% (149 件) を占めた。

特許庁事務機器審査課長は、「現代人の場合、外見だけでなく眼の健康に対する関心が高く、多様な機能を持つコンタクトレンズの出願が持続的に増加すると予想される」とし、「市場を主導しながら持続的に成長するためには韓国国内だけでなく海外を視野に入れた技術開発と特許権の確保が重要」と述べた。

過去のニュースは、https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム (電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail:kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

 $\underline{\texttt{https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\_id=3665}}$ 

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:ジェトロソウル事務所 知財チーム